

## 高石市指定給水装置工事事業者更新申請のご案内

水道法の一部が改正されたことに伴い、2019(令和元)年10月1日より指定の更新制が導入され、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となりましたので、指定給水装置工事事業者様におかれましては有効期限内での更新手続きが必要となります。

令和5年度に更新が必要となるのは、高石市より指定を受けた日が平成19年4月1日から平成24年3月31日の間に指定を受けた業者を対象としております。

また、今回の更新により延長した指定の有効期限は2028(令和10)年9月29日までとなります。

**【受付期間】** 令和5年7月3日(月)から8月31日(木) 平日午前9時から午後5時まで

**【申請方法】** 持参又は郵送(郵送の場合、8月18日(金)必着)

### 【申請書類等提出先】

持 参 : 〒592-8585 高石市加茂4丁目1番1号 高石市役所2階 ⑧上下水道課

郵 送 : 〒592-8585 高石市加茂4丁目1番1号 高石市土木部上下水道課給水係宛

### 【更新申請時に必要な書類】

申請時に持参又は郵送するもの		法人	個人	備 考
①	指定給水装置工事事業者指定申請書(更新)	○	○	様式第1(水道法施行規則第18条関係) <u>(本人が自署する場合は押印省略)</u>
②	機械器具調書	○	○	別表 (水道法施行規則第18条関係)
③	指定給水装置工事事業者証交付申請書	○	○	交付希望者のみ必要 様式第2(高石市指定給水装置工事事業者規程第3条関係) <u>(本人が自署する場合は押印省略)</u>
④	指定給水装置工事事業者指定更新時確認書	○	○	<u>(本人が自署する場合は押印省略)</u>
⑤	誓約書	○	○	様式第2 (水道法施行規則第18条及び34条関係) <u>(本人が自署する場合は押印省略)</u>
⑥	高石市指定給水装置工事事業者更新申請書類 提出時チェックシート	○	○	チェック及び担当者等の記入
⑦	登記事項証明書	○	—	原本(発行日から3か月以内のもの)
⑧	定款の写し	○	—	余白に原本証明と代表者氏名・代表者印 <u>(本人が自署する場合は押印省略)</u>

高石市ホームページからダウンロードできます。

⑨	住民票	—	○	原本(発行日から3か月以内のもの)
⑩	外部研修の受講を証明する書類	○	○	受講証等
⑪	給水装置工事主任技術者免状の写し	○	○	指定給水装置工事事業者指定申請書(更新)に記入した主任技術者の免状の写し
⑫	返送用封筒	○	○	納付書の郵送を希望する場合のみ必要

①～⑥の様式は、高石市ホームページ (<http://www.city.takaishi.lg.jp>) からダウンロードすることもできます。

「ホーム」→「各課のご案内」→「土木部」→「上下水道課」→「事業者の方へ」→「(上水道) 指定給水装置工事事業者制度について」→「更新申請に関する様式集」の手順でアクセスできます。

### 【手数料の納入等について】

持参申請の場合、持参時に更新手数料(証書交付希望の場合は更新手数料と証書交付手数料)の納付書をお渡しします。

お支払いに関しましては高石市役所1階にも銀行がございましてお支払いを済ませた後、上下水道課の窓口で領収証書を提示していただきますと更新の処理をいたします。

郵送申請の場合 **84円切手を貼った宛先記入済みの返送用封筒**を同封してください。納付書を発送しますので納入確認ができた後に受付します。納入が無いまま受付期間を過ぎますと、ご提出された書類を破棄させていただくことがあります。

### 【更新後の指定証について】

指定証の交付を希望しない方は、必要な手続はございません。

交付を希望する方は、9月19日(火)以降の平日午前9時から午後5時までに、高石市役所2階上下水道課に証書交付手数料の領収証書を窓口で提示してください。**納入確認後旧指定証と引き換え**に新しい指定証をお渡しいたしますので、旧指定証を忘れずにお持ちください。

### 【申請の注意点】

書類に記入漏れなどの不備があると受付できません。受付日が受付期間を過ぎますと、指定が失効する可能性がありますので、早めの提出をお願いします。

### 【申請書類の記入方法】

#### ① 指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1 水道法施行規則第18条関係)

		法人	個人
表面	申請者	登記事項証明書の謄本のとおり記入する。	住民票記載の字体のとおり記入する。
	役員	代表取締役から監査役までの役員全部を記入する。	記入不要
	事業の範囲	登記簿の謄本の「目的」欄を参照して記入する。	所得税の確定申告書等を参照して記入する。

裏面	事業所の名称・所在地	表面の「申請者」と同じ場合でも記入する。また、給水装置工事を行おうとする事業所が複数ある場合は、その事業所も記入する。
	給水装置工事主任技術者の氏名・交付番号	現在、選任している給水装置工事主任技術者の氏名・免状の交付番号を記入する。

申請者は原則として代表者とし④には、法人の場合は代表者の印を、個人の場合は代表者個人の認印を押してください。ただし、本人（代表者）が自署する場合は押印を省略することができます。

## ② 機械器具調書（別表 水道法施行規則第 18 条関係）

水道法施行規則第 20 条各号（下記 4 項目）について、必ず 1 種類以上記入してください。

①	金切りのこその他の管の切断用の機械器具
②	やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
③	トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
④	水圧テストポンプ

## ③ 指定給水装置工事事業者証交付申請書（高石市指定給水装置工事事業者規程第 3 条関係）

申請者	法人	登記事項証明の謄本のとおり記入する。
	個人	住民票記載の字体のとおり記入する。

申請者は原則として代表者とし④には、法人の場合は代表者の印を、個人の場合は代表者個人の認印を押してください。ただし、本人（代表者）が自署する場合は押印を省略することができます。

## ④ 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

1. 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去 5 年以内）	受講又は未受講にチェックのうえ、受講の場合は受講年月日を記入してください。未受講の場合は未受講理由を記入してください。
2. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去 5 年以内）	外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
3. 給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況（1 年以内）	配水管への分水栓取付け、穿孔、給水管の接合等の経験を有する者の氏名を記入してください。

申請者は原則として代表者とし④には、法人の場合は代表者の印を、個人の場合は代表者個人の認印を押してください。ただし、本人（代表者）が自署する場合は押印を省略することができます。

## ⑤ 誓約書

申請者	法人	登記事項証明の謄本のとおり記入する。
	個人	住民票記載の字体のとおり記入する。

申請者は原則として代表者とし④には、法人の場合は代表者の印を、個人の場合は代表者個人の認印を押してください。ただし、本人（代表者）が自署する場合は押印を省略することができます。